



にしごう

広報にしごう第216号
昭和63年12月1日

VOL.12

■人口のうごき 人口15,569人(+41) 男7,867人(+18) 女7,702人(+23) 世帯数3,805戸(+6) 11月1日現在()は対前月比



▲駐車場からレストハウス、コテージを望む

▼コテージ

完成間近か 家族旅行村!!



おもな内容	ページ
高木次郎さんに晴れの文化功労賞……	2
老後の生活を支える農業者年金……	3
村内一周駅伝大会……	4
健康アラカルト……	5
国民年金……	6～7
おしらせ……	8

写真：来年、4月29日のオープンを前に急ピッチで工事が進む家族旅行村（新甲子）

高木次郎さんに

晴れの文化功労賞

永年の地方自治功労をたたえ……

十一月三日の文化の日、村の文化功労賞に高木次郎さん（七十八歳・鶴生字内川岸三十一番地）が晴れの榮譽に輝き、村議会議長などの要職を歴任されるなど地方自治の進展に努め、本村の教育、産業、福祉、文化の興隆に寄与されたご功労に感謝し、鈴木村長は表彰状と記念品を贈りました。



▲村長から文化功労章を受ける高木さん

以下、その業績をご紹介します。高木さんは昭和十年東京電力株式会社に入社勤務され、同二十五年に退職、その後農業に従事してありますが、昭和三十年地域住民から推されて西郷村議会議員に当選以来、同六十二年までの間、七期二十八年の永きにわたり在職し、

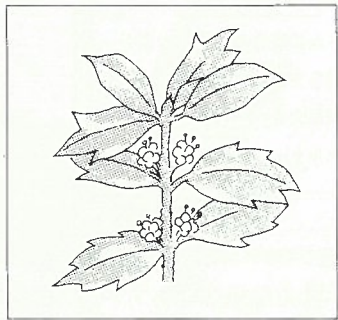
特に昭和五十年から十二年間議長として議会の円滑な運営に努められました。昭和三十年四月三十日、西郷村議会議員に初当選後、教育施設や環境整備に尽力され、特に同三十年での熊倉小学校の統合など地権者の協力要請や、県当局への陳情など新校舎建設のため、各機関に積極的に関わり、将来を見通した行動力は高く評価されるところであります。昭和四十六年から同五十年までは村議会副議長を務め、更に昭和五十年から六十二年までの間、村議会議長として豊富な識見と的確な判断力、指導力をもって村議会の健全な運営に尽力されました。

この間、民主的議会運営のため村議会議長としての規則の改正、社会教育活動や地区コミュニケーション活動の重要性を認識し、地区集会場、公営住宅などの建設促進、教育施設の充実促進、保育所の設置、道路網の整備、工場誘致の促進など、あらゆる面において村政発展のため尽力され、これら時勢を見通す眼識と判断力は高く評価されているところであります。

また、社会教育活動にも積極的に関与され、昭和四十八年から現在まで村文化財保護委員会委員及び、委員長として村史発行のため歴史上または芸術上価値の高い書籍、古文書、その他整理解説など、村史編さんの収集に奔走され、同五十三年九月に「西郷村史」を発行することができたことに対する活躍は関係者が高く評価をしているところであります。

更に高木さんは、村総合開発審議会委員を始め、村有線放送電話運営委員会委員及び委員長、村保育所運営委員会委員、村国民健康保険運営協議会会長などを歴任され、各方面に活躍をされました。

このように、本村の教育、産業、福祉の向上に多大なる貢献をされた功績は誠に大なるものがあります。



真船さんに
農林水産大臣
感謝状

火の守り誓い新たに

村消防団秋季検閲



▲ 検閲をする鈴木統監 (村長)

本年度の村消防団秋季検閲が十一月二日午前十時から村総合グラウンドで、団員約三百人の参加により行われました。国旗掲揚のあと、先ず相馬团长が「今年は県下消防大会で栄誉ある県知事表彰旗、消防操法大会では真船班が五位に入賞という輝かしい成績を挙げた。こ

れからも、この賞に恥ないよう団員一致して村民の予防消防に励めたい。」とあいさつ、続いて鈴木統監(村長)は「今年は何々の賞を頂いた。今後も予防消防に万全をつくして頂き、村民の生命と財産を守ってほしい」と訓示があり、このあと検閲に移り、消防関係者を前に通常

点検、車輛点検、規律訓練、分列行進を堂々と披露しました。また、消防団に永年勤務された方や優良運転手六十七人に、統監から表彰状と記念品が手渡されました。以下、受賞者は次のとおりです。

	受 賞 者 名																			
永年勤務章 (10年以上)	小針上喜市	達男	小針阿部	利通	山根正一	鈴木文仁	雄司	金田義春	森洋一	菊地力男	菅野工一	池田幸男	沢馬光守	幸男	池田新					
精勤章 (5年以上)	鈴木長富	小針長隆	鈴木忠男	近藤隆一	藤泰弘	川達文	英昭	鈴木近秋	弘満	会若中井	真時隆文	針山田	信行	行雄	池田新					
優良運転者表彰 (3年以上)	須藤清一	室井久仁雄	鈴木敏一	鈴木敏一	菊池正夫	東郷勇一														
退職幹部表彰	大倉修	佐藤利勝	真船久男	長谷川啓助	佐藤良一	柏村年一	佐藤内高	公敏	春夫	仁星	正義	藤田久	柴男	菊池秀	卓典	小針本	孝勝	広男	小山高	次憲

老後の生活を支える

農業者年金

「農民にもサラリーマン並みの年金を」という農家の強い要望から農業者年金は生まれまされた。

サラリーマンは、六十歳以降、退職すれば厚生年金が受給できますが、農業者は国民年金です。六十歳からの受給が基本になります。国民年金も、六十歳から繰り上げ受給できますが、減額率が高く、長い老後の生活を豊かに過ごすには得策ではありません。また、受給額も厚生年金より低くなっています。

そこで、農業者年金は、厚生年金と国民年金の差を埋めるように六十歳から六十四歳まで高

こんな人は農業者年金に加入しよう

- ① 必ず加入しなければならぬ当然加入被保険者と、
- ② 本人の希望により加入できる任意加入被保険者があります。なお、農業者年金についての詳細は村役場・農業委員会事務局 ☎(二五一一)一内線二八(一)へお問い合わせ下さい。

加入の資格要件

当然加入	任意加入	
自分名義の農地等の面積50%以上の農業経営主 ☆北海道(道南除く)は2%以上	(農業経営主) 自分名義の農地等の面積50%未満30%以上の農業経営主で、一定の方法により算定された年間労働時間700時間以上 ☆北海道(道南除く)は1%以上 ▶沖縄は500時間以上	(後継者) 自分名義の農地等が50%以上の農業経営主の直系卑属のうち1人について経営主が指定したもので、農業従事経験が引き続き6か月以上で通算3年以上 ☆北海道(道南除く)は2%以上

● 国民年金の第1号被保険者または任意加入被保険者
● 40歳未満(60歳に達する前月までに240か月以上保険料が納められる人、出稼きや農協常勤役員期間は、カウで計算できる)
(注) 40歳以上、45歳未満の人でも、60歳から経営移譲年金は受給できないが、加入できる道が開かれている

素晴らしい歌や演奏に

ウットリ!!

小中学校音楽鑑賞教室開かれる



▲子供たちを魅了した音楽鑑賞教室

普段、テレビやラジオでしか見聞できない芸能を児童らに「生」の音楽を鑑賞させ、今後の学習に役立てようと、十月二十五日午後一時三十分から村文化センターにおいて米、羽太、川谷の小学校を対象に「音楽鑑賞教室」が開かれました。

今回お招きしたのは、東京を

中心に活躍をしている「みゆーじ館」(高橋寛代表)という、歌ってよし、楽器をもってよしの六人組(男性三人、女性三人)の若者です。

舞台の構成は、①うたの動物園、②思い出の秋、③フランスの音楽、④地中海の香りの四部から成り、先ず歌のお兄さんとお姉さんが現れ、児童らがよく知っている「犬のおまわりさん」や「ドラネ

コ・ロクタンロール」などをピアノに合わせて歌うと、子供たちははうれしそうになづき、見事な歌声に大きな拍手を送りました。なかには一諸に手拍子や口ずさむ子供もいて、さながら歌の中の動物園へ誘い込まれたようでした。

次にバイオリンで「小さい秋

見つけた」を独奏すると、会場内はシーンと静まり美しい音色にウットリした様子でした。

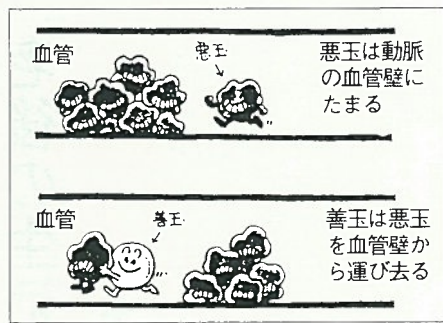
このほか外国の曲で日本でもよく知られているメロデーが歌われたり、演奏されたり音楽鑑賞会は約二時間にわたり続けられ、子供らを歌の世界に引き込みました。

同鑑賞教室は二十六、七日にも村内の小中学校体育館で開かれ、子供らを魅了させました。

健康アラカルト

コレステロール値が高いといわれたら...

コレステロールには、動脈の血管壁にたまり動脈硬化を促進する悪玉(LDLコレステロール)と、その悪玉を血管壁から肝臓へ運び去る善玉(HDLコレステロール)があります。住民検診では、総コレステロールしか検査していませんので、値の高い人は最寄りの医療機関で血清総コレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪を定期的に測ってもらいましょう。



- 一、運動。特にランニングをする。
- 二、少量のアルコール(日本酒換算で一合ぐらい)。飲み過ぎは中性脂肪を増やすので注意する。
- 三、禁煙。
- 四、植物油の摂取。取り過ぎは総カロリーが増えるので注意する。

HDLコレステロール値は、一生を通じてそれほど変化がないので、もし総コレステロール値が上昇していれば、それだけHDLコレステロールが増えていると考えられます。善玉(HDL)を増やし、悪玉(LDL)を減らすポイント

税の知識

五、青背の魚(アジ、イワシ)は血栓(血の固まり)の予防をします。

◎脱税は社会公共の敵

- 脱税をしていた納税者Aの場合を例にとってみます。
- 一、脱漏所得(三年間)
 -六億一千万円
 - 二、脱税額(加算税額を含む徴税額)
 -五億八千七百万円
 - 三、罰金(一審判決)
 -一億二千万円
 - 四、懲役(一審判決)
 -一年六カ月(実刑)

脱税は犯罪です。国民一人一人が所得に応じて負担しなければならない税金を不当に免れることは、正しい申告と納税を行っている善良な納税者を裏切ることになります。脱税は、いわば社会公共の敵というべきものです。

白河税務署 ☎(三三)七一一二

健脚を競い合い……

29チーム参加で駅伝大会

秋の花形スポーツの一つ、第三十回村内一周駅伝大会が十一月三日の文化の日、役場玄関前をスタート・ゴールに行われました。

村内から同大会に備えて、日頃練習を積み重ねてきた小学生（スポーツ少年団）七、中学生十五、高校生一、一般六合計二十九チームの出場により、二十九・一km（十二区間）を競いました。

沿道には地元の人や友達など大勢立ち並び、選手が通過するたび「ガンバレ」「ガンバレ」の大きな声援を送っていました。なお、今回出場した選手の中で最年少は小学四年生（スポーツ）で、最年長者は六十九歳で出場された原田清馬さん（川谷）でした。



	優勝チーム	準優勝チーム	区 間 賞	新 記 録	
小学生の部	折口原スポ少 (1時間57分30秒)	川谷スポ少 (1時間57分41秒)	1区(2.5km) 7分47秒 鈴木弘嗣 (西郷連合)	1区 鈴木弘嗣 7分47秒 (西郷連合)	
			2区(2.5km) 8分2秒 児山英雄 (川谷の先生と親)		3区 鎌田賢太郎 8分5秒 (西一中野球部2年)
			3区(2.5km) 8分5秒 鎌田賢太郎 (西一中野球部2年)		
中学生の部	川谷中 (1時間41分31秒)	西二中 (1時間43分52秒)	4区(2.2km) 7分26秒 鈴木勝文 (西郷連合)	3区 鎌田賢太郎 8分5秒 (西一中野球部2年)	
			5区(2.3km) 8分 小野博司 (川谷中)	4区 鈴木勝文 7分26秒 (西郷連合)	
			6区(1.7km) 5分35秒 藤田邦久 (西一中野球部3年)	4区 秋山和則 7分32秒 (西一中野球部)	
高校生の部	西郷連合 (1時間38分41秒)		7区(2.3km) 8分33秒 渡部祥一 (西二中)	4区 鈴木秀人 7分32秒 (川谷中)	
			8区(2.9km) 10分13秒 君島真一 (西郷連合)	12区 吉田悟 4分48秒 (西郷連合)	
			9区(3.0km) 10分3秒 戸田博明 (川谷の先生と親)		
一般の部	川谷の先生と親 (1時間55分37秒)	太陽の国B (1時間56分38秒)	10区(2.8km) 8分53秒 小針孝二 (西郷連合)		
			11区(2.8km) 9分7秒 荒井義市 (西郷連合)		
			12区(1.6km) 4分48秒 吉田悟 (西郷連合)		

県統計大会で

猪越さんに統計協会長賞

第三十八回福島県統計大会が、十月二十日県営会津若松体育館で開かれました。

この席上、村統計調査員の猪越節子さんが、福島県統計協会長賞として表彰されました。

猪越さんは、国勢調査をはじめ、各種統計業務に従事され、日頃から調査に対する深い理解と調査員としての模範的な功績が認められ、今回表彰されたものです。おめでとうございます。

今後共、ますますのご活躍にご期待いたします。

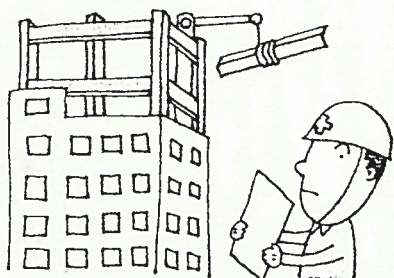
製造業を営む

事業所の皆さんへ!!

昭和六十三年
「工業統計調査」
「石油等消費構造統計調査」
「工業実態基本調査」
が実施されます。

通商産業省が毎年実施している工業統計調査が昭和六十三年十二月三十一日現在で実施されます。村内の製造業を営む事業所を対象とし、調査をお願いいたします。

調査の方法は、年末から一月にかけて、村統計調査員が伺い、調査票の配布、収集をします。調査票に記入された内容は、統計以外の目的に使用されること



国民年金

遺族基礎年金

① 受給要件

遺族基礎年金は、夫（父または父がない子の母）が死亡した日の前に、①保険料を納めた月（免除された月を含みます）が加入期間の三分の二以上あるか②老齢基礎年金の受給資格期間（二十五年）を満たしているときに支給されます。

なお、昭和七十一年四月一日前に死亡した場合は、死亡直前の一年間に保険料の滞納期間がなければ支給されます。
遺族基礎年金を受けられるのは、死亡した夫または父（父がない子は母）に生計を維持されていた次の方です。
(ア) 死亡した人の妻で、十八歳未満の子または二十歳未満

② 年金額

の子または二十歳未満で一級・二級の障害の子。
ただし、妻が遺族基礎年金を受給している間は、子の遺族基礎年金は支給停止されます。

遺族基礎年金の額は定額で、妻の分として六二七、二〇〇円（月額五二、二六七円）に、子の加算額を加えた額となります。



▲議長杯ゲートボール大会から（村営ゲートボール場）

で一級・二級の障害の子といつしよに暮らしている方。
(イ) 死亡した人の十八歳未満

金を受ける子の数で割った額となります。具体的には、下表のとおりです。

妻に支給される遺族基礎年金の額

	基本額	加算額	合計
子が1人のとき	627,200円	188,100円	815,300円
子が2人のとき	627,200円	376,200円	1,003,400円
子が3人のとき	627,200円	438,900円	1,066,100円

(注) 3人目以降は1人につき62,700円が加算されます。

(昭和63年度試算)

子に支給される遺族基礎年金の額

	基本額	加算額	合計	1人当たり支給額
子が1人のとき	627,200円	—	627,200円	627,200円
子が2人のとき	627,200円	188,100円	815,300円	407,700円
子が3人のとき	627,200円	250,800円	878,000円	292,700円

(注) 3人目以降は1人につき62,700円が加算されます。

(昭和63年度試算)

参考1 遺族厚生年金とは

厚生年金に加入している人が死亡したときに遺族に支給される年金のことで、基本的には、遺族基礎年金に上乗せして支給される報酬比例の年金です。



参考2

遺族厚生年金の受給要件

次のいずれかに該当する人が死亡したときに遺族厚生年金が支給されます。

- (ア) ①厚生年金に加入中に死亡したとき、②加入中の病気がけががもとで初診の日から五年以内に死亡したとき、遺族基礎年金の資格期間を満たしていることが条件になります。
- (イ) 一級・二級の障害（厚生）年金を受けられる人が死亡したとき。
- (ウ) 老齢（基礎）年金の資格期間を満たした人が死亡したとき。

参考3

遺族厚生年金が
受けられる遺族
の範囲

死亡した厚生年金加入者に生計を維持されていた次の遺族が受けられますが、遺族基礎年金と合わせて受けられる遺族と、厚生年金単独で受けられる遺族に区分されます。

(ア) 遺族基礎年金と合わせて受けられる遺族

- ①子（十八歳未満または二十歳未満で一級・二級の障害者）のある妻。
- ②十八歳未満の子または二十歳未満で障害のある子。

(イ) 厚生年金単独で受けられる遺族

- ①子（十八歳未満または二十歳未満で一級・二級の障害者）のない妻。
- ②五十五歳以上の夫、父母、祖父母は六十歳から支給されます。
- ③十八歳未満の孫または二十歳未満で一級・二級の障害の孫。

参考4

遺族厚生年金の
年金額

下の式で計算した額が年金額となります。ただし、老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人で、昭和六十一年四月一日に四十歳以上の人が死亡したときは、千分の七・五ではなく、年齢に応じて千分の十・千分の七・六一の乗率になります（老齢厚生年金の年金額の報酬比例部分の乗率と同じ率になります）。夫が死亡したときに三十五歳以上で子のない妻（死亡当時は十八歳未満の子がいて、その子が十八歳になったときに三十五歳以上である妻を含む）に支給される遺族厚生年金は、四十歳から六十五歳になるまで四七〇、四〇〇円（月額三九、二〇〇円）（昭和六十三年度試算）が加算されます。

参考5

遺族基礎年金と
遺族厚生年金の
年金額を並べて
みた場合

厚生年金に加入中の人（加入月数が三〇〇月以下）が死亡したものとしました。

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.5}{1000} \times \text{厚生年金加入月数} \times 1.007 \times \frac{3}{4}$$

（昭和63年度試算）

参考2の「遺族厚生年金の受給要件」の(ア)と(イ)に該当する場合は、最低300月で計算します。



●子のある妻が受ける場合

遺族厚生年金 $(\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.5}{1000} \times 300 \text{月} \times 1.007) \times \frac{3}{4}$

遺族基礎年金 627,200円

子の加算 1人目・2人目188,100円、3人目以降62,700円

子が1人いる妻	815,300円+遺族厚生年金
子が2人いる妻	1,003,400円+遺族厚生年金
子が3人いる妻	1,066,100円+遺族厚生年金

●子が受ける場合

遺族厚生年金 $(\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.5}{1000} \times 300 \text{月} \times 1.007) \times \frac{3}{4}$

遺族基礎年金 627,200円

子の加算 2人目 188,100円、3人目以降62,700円

子が1人のとき	627,200円+遺族厚生年金
子が2人のとき	815,300円+遺族厚生年金
子が3人のとき	878,000円+遺族厚生年金

●子のない35歳～64歳の妻が受ける場合

遺族厚生年金 $(\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.5}{1000} \times 300 \text{月} \times 1.007) \times \frac{3}{4}$

中高年齢の寡婦加算 470,400円（40歳から）

65歳になると、老齢基礎年金が受けられるようになるので、中高年齢の寡婦加算はなくなります。

●子のない40歳未満の妻、55歳以上の夫、父母、祖父母、または孫が受ける場合

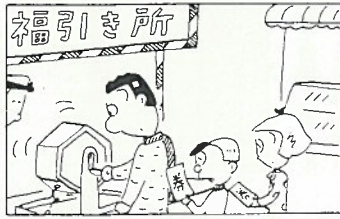
遺族厚生年金 $(\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.5}{1000} \times 300 \text{月} \times 1.007) \times \frac{3}{4}$

（注：死亡時55歳以上の夫、父母、祖父母には60歳から支給）

（昭和63年度試算）

さわやか君

西村 宗



私のまち写真

コンテスト

募集

毎年6月に開かれる「まちづくり月間運動」の一環として、いま、まちづくり月間実行委員会の主催で『第6回私のまち写真コンテスト』が行われており、当村も積極的に後援しているところです。つきましては、村民の皆様の積極的な応募をお願いします。

■募集要領■

●サイズ

白黒、カラープリント（スライド、組写真を除く）でサービス判以上から四ツ切まで。

●応募上の注意

* 1人何点でも応募可。

* 未発表または他に応募していない作品に限ります。

* 応募作品は返却しません。

●応募締切

昭和63年12月末日（当日消印有効）

●お問い合わせまたは送り先

〒113 東京都文京区本郷2丁目17番13号 広和レジデンス
 (社)日本交通計画協会 内
 第6回「私のまち写真コンテスト」事務局

☎ 東京 (03-816-1791)

おしらせ



公給領収証を

受け取りましょう

そろそろ忘年会や新年会などが多くなる季節です。県では、12月を「公給領収証を受け取る強調月間」としています。

皆さんが、料理店、バー、スナックなどの飲食店やホテル、旅館を利用されますと、料金とあわせて「料理飲食等消費税」という税金を支払うことになります。

飲食店や旅館からこの税金を支払ったしるしとして公給領収証を忘れないで受け取ってください。この領収証を受け取ることで皆さんが支払った税金が、お店の経営者を通して県に納められます。

住みよい郷土をつくる貴重な財源となっています。

公給領収証は必ず受け取りましょう。

白河県税事務所 ☎(22-2111)

福島県の最低賃金が

変わりました

昭和63年10月8日から、1日3,462円、時間給労働者1時間 433円になりました。このほか、産業別最低賃金も決まっています。

なお、詳細については福島労働基準局・労働基準監督署☎福島(0245-34-1111内線541~4)へお問い合わせ下さい。

今月の納税

固定資産税 3期

国民健康保険税 6期

国民年金保険料 9期

村営住宅入居者募集

村では下記の住宅の入居者を募集しております。

記

住宅名 狼山合団地1戸
 構造 簡易耐火構造平家建
 種別 第2種
 部屋数 2部屋
 家賃 月額 3,900円

住宅名 新川谷団地1戸
 構造 木造平家建
 種別 第2種
 部屋数 3部屋
 家賃 月額25,000円

住宅名 岩下団地
 構造 中層耐火構造建
 種別 第2種
 部屋数 3部屋
 家賃 月額28,000円

敷金は家賃の2カ月分で、共同の維持管理に要する費用は入居者で負担していただきます。

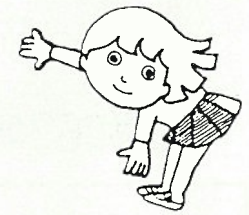
※申込用紙は村役場建設課☎(25-1111内線353)にあります。

なお、随時受付をしておりますので詳しいことは同課へお問い合わせ下さい。

財政のお知らせ

昭和62年度決算概要

村は毎年2回、財政の状況を村民の皆さんに公表しています。今回は、昭和62年度のお金の使いみちである決算の総体と、昭和63年度の予算執行、財産の状況（昭和63年3月末現在）などをお知らせします。



昭和62年度決算及び決算収支の状況

(単位：千円)

区分	歳入 (A)	歳出 (B)	歳入歳出差引高 (C)
一般会計	3,964,904	3,847,424	117,480
国民健康保険特別会計	784,900	703,275	81,625
公共下水道事業特別会計	14,150	14,150	0
有線放送電話事業特別会計	36,874	35,384	1,490
老人保健事業特別会計	500,220	494,622	5,598
土地造成事業特別会計	449,350	610,098	△ 160,748

(注) 赤字分は前年度繰上充用金

昭和62年度の村の決算は一般会計、特別会計及び企業会計合わせて64億 2,310万 1千円となりました。地方財政が引き続き厳しい状況にある中で、財源の確保とその効率的な執行に努め、各種施策の実施にあたっては重点選別主義に基づき、厳しい選択を行うなど経費の節減、合理化等を図り、事務事業の積極的な見直しを実施するなど節度ある財政運営に努めました。一般会計決算額のうち歳入の伸び率については5.0%の増、歳出の伸び率については4.3%の増となっております。性質別決算額(支出)における伸び率を見ますと、普通建設事業費については23.8%の増、義務的経費については0.3%の増、一般的経費については21.8%の減となっております。各特別会計においては独立採算の建前からこれを堅持しながら予算措置を執行して参りました。これにより昭和62年度各特別会計の決算額はそれぞれ目的を達成した決算となっております。

水道事業会計

(単位：千円)

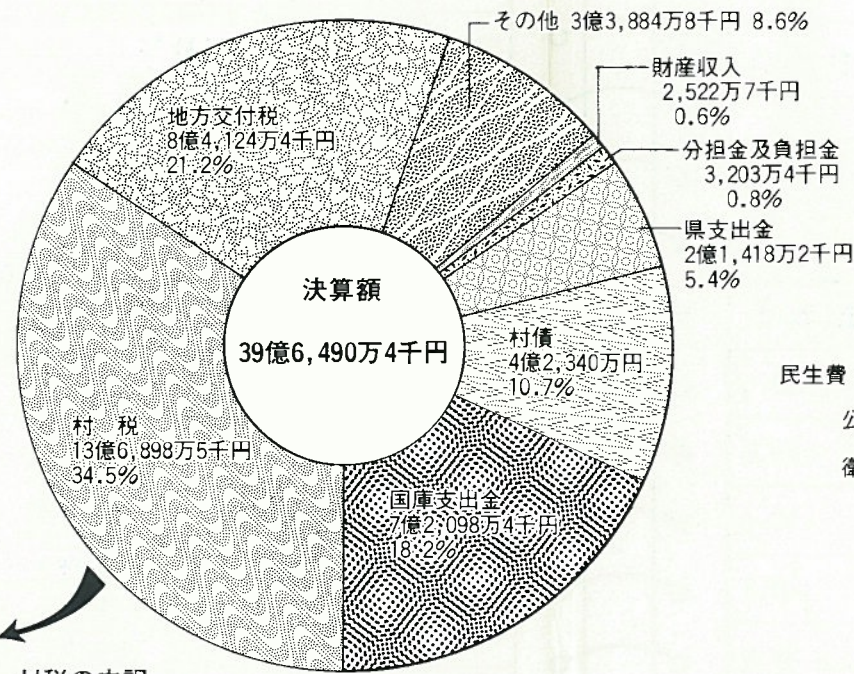
区分	決算額
収益的	
収入	206,548
支出	177,773
資本的	
収入	352,547
支出	456,071

工業用水道事業会計

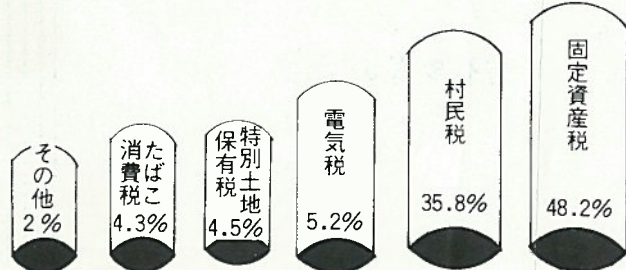
(単位：千円)

区分	決算額
収益的	
収入	67,526
支出	64,482
資本的	
収入	20,319
支出	19,822

歳入決算の構成

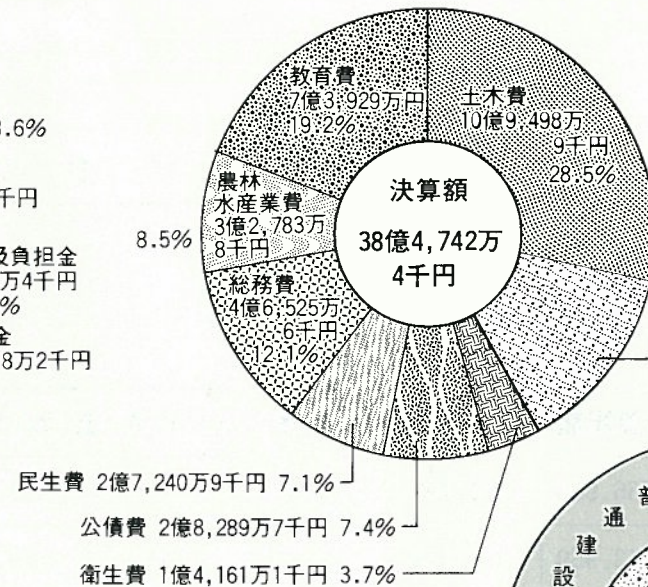


村税の内訳



一般会計

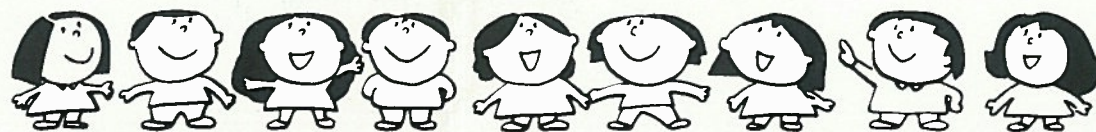
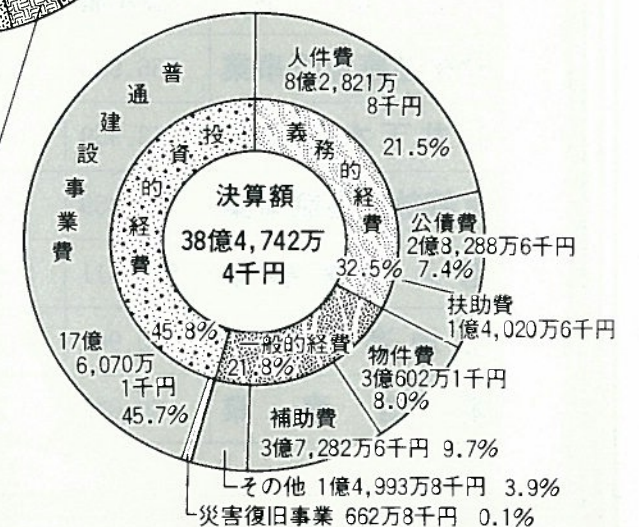
(1) 目的別決算額



歳出決算の構成

(2) 性質別決算額

議会費	7,327万1千円	2.0%
消防費	1億3,536万7千円	3.5%
商工費	3億 248万9千円	7.9%
労働費	38万	—%
その他	697万	0.1%



予算現額42億46万1千円のうち収入済額19億146万4千円

一 般

千円	%	金額	科目
677,854	8.6	57,999千円	その他
44,341	47.1	20,919千円	自動車取得 税交付金
134,908	93.7	126,413千円	諸 収 入
68,689	27.6	18,976千円	地方譲与税
35,130	43.4	15,247千円	分担金及び 負担金
57,038	100.0	57,038千円	繰 越 金
848,665	13.8	117,533千円	国庫支出金
1,513,290	58.9	891,817千円	村 税
820,546	72.5	595,522千円	地方交付税
予算現額	収入率		科 目

特別会計

会 計 名	予算現額	収入済額	収 入 率	支出済額	支 出 率
国民健康保険事業	766,906	264,403	34.4	242,993	31.6
公共下水道事業	43,959	22,943	52.1	13,440	30.5
有線放送電話事業	36,259	22,446	61.9	13,944	38.4
老人保健事業	504,711	247,461	49.0	228,715	45.3
土地造成事業	660,964	175,357	26.5	165,019	24.9
墓 地 事 業	30,002	1,000	3.3	200	24.9

会 計

予算現額42億46万1千円のうち支出済額12億1,523万3千円

科目	金額	支出率	予算現額
その他	1,601千円	8.5	18,743
議 会 費	38,169千円	47.3	80,592
消 防 費	85,563千円	63.8	134,042
衛 生 費	93,742千円	55.6	168,363
農林水産業費	48,862千円	11.4	427,711
公 債 費	126,474千円	46.7	270,588
商 工 費	121,515千円	25.9	468,842
土 木 費	223,155千円	30.5	730,459
民 生 費	101,080千円	34.3	294,683
総 務 費	234,861千円	38.3	612,340
教 育 費	140,211千円	14.1	994,098
科 目		支出率	予算現額

水道事業会計

(単位：千円)

区 分	予算現額	収入支出済額	収入支出率
収益的	収 入	172,269	109,639 63.6%
	支 出	172,269	66,453 38.6
資本的	収 入	280,030	0 —
	支 出	316,759	8,001 2.5

工業用水道事業会計

(単位：千円)

区 分	予算現額	収入支出済額	収入支出率
収益的	収 入	67,210	33,994 50.6%
	支 出	67,210	23,978 35.7
資本的	収 入	3,582	716 20.0
	支 出	3,582	1,852 51.7

〔村債・企業債の残高〕 (千円)

(昭和62年度末現在)

一 般 会 計	2,503,074
特 別 会 計	17,285
水 道 事 業 会 計	1,157,589
工 業 用 水 道 事 業 会 計	387,262
公 共 下 水 道 事 業 会 計	7,300

〔村有財産の状況〕 (㎡)

建 物	51,030.043㎡
土 地	7,295,558㎡ (山林含む)